

議案第2号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

理由

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第89号）が公布され、国家公務員において駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されたことに伴い、本広域連合においても同様の措置を講ずるため、「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例」について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成21年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする者（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

2 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5項」を「第6項」に改める。

第14条第1項中「第11条第2項第2号」の次に「及び同条第4項」を加える。

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和2年条例第3号） 新旧対照表（附則関係）

改正案	現行
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当については、給与条例第11条（第3項及び第6項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用すること又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、給与条例第11条第2項第2号及び同条第4項に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当については、給与条例第11条（第3項及び第5項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用すること又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、給与条例第11条第2項第2号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。</p> <p>2～4 (同左)</p>